

受益者の皆様へ

ニッセイアセットマネジメント株式会社

## 「ニッセイセカンドライフ応援ファンド（毎月分配型）」

## 「ニッセイセカンドライフ応援ファンド（成長重視型）」

### 繰上償還予定のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「ニッセイセカンドライフ応援ファンド（毎月分配型）」、「ニッセイセカンドライフ応援ファンド（成長重視型）」（以下、それぞれのファンドを「各ファンド」ということがあります）につきまして、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

#### 1. 予定している繰上償還の理由

各ファンドは2007年2月28日より運用を開始し、内外の株式、債券およびリートへ投資を行ってまいりましたが、2018年1月19日現在の受益権口数は、ニッセイセカンドライフ応援ファンド（毎月分配型）が約1.5億口、ニッセイセカンドライフ応援ファンド（成長重視型）が約0.4億口であり、それぞれ信託約款第39条に定める繰上償還条項である10億口を大きく下回っている状態が続いており、今後も受益権口数の増加が見込み難いことから、信託期間中ではありますが、信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただきます。

#### 2. 今後の日程および手続き

① 公告日	2018年2月22日
② 異議申立期間	2018年2月22日から2018年3月29日まで
③ 繰上償還可否の決定日	2018年3月30日
④ 異議申立受益者の買取請求期間（予定）	2018年4月5日から2018年4月24日まで
⑤ 繰上償還日（予定）	2018年5月21日

- 公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、ニッセイアセットマネジメント株式会社に対し、書面により、各ファンドの繰上償還に関する異議を申し立てることができます（詳細は「3. 異議申立ての方法」をご参照ください）。

なお、2018年2月21日以降に各ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については上記の異議を申し立てることはできません。また、2018年2月22日時点で保有する全口数を既にご解約されている受益者の方につきましても上記異議を申し立てることができません。誤って当文書がお手元に送付されました場合は何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

当繰上償還に異議のない場合は、特に必要な手続きはございません。

- 繰上償還は、各ファンド毎に、異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が2018年2月22日現在（2018年2月20日のご購入申込み分を含みます）の各ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときに行います。なお、この場合、繰上償還を行う旨を弊社ホームページ

(<http://www.nam.co.jp/>)にてお知らせいたします。

2分の1を超えた場合は、繰上償還は行いません。行わない場合は、繰上償還を行わない旨を、異議申立期間終了後速やかに弊社ホームページにて電子公告し、かつ受益者の皆様に書面にてお知らせいたします。

- 繰上償還が行われる場合、信託終了日（償還日）は、2018年5月21日となります。

### 3. 異議申立ての方法

予定しております繰上償還に対し異議のある受益者の方は、下記の宛先に以下の内容を書面にご記入の上、2018年3月29日までに必着のご郵送にて異議を申し立てください。

- (1) 宛先 〒100-8219 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル  
ニッセイアセットマネジメント株式会社 投資信託企画室 償還担当
- (2) ご記入いただく内容

- ① ファンド名（ニッセイセカンドライフ応援ファンド（毎月分配型）もしくはニッセイセカンド  
ライフ応援ファンド（成長重視型））
- ② ご住所 ③ お名前（記名・捺印） ④ ご連絡先電話番号（日中連絡先）
- ⑤ ご購入の販売会社、取引店名、口座番号※
- ⑥ 繰上償還について反対する旨（例：「上記受益権について、繰上償還に反対します。」）

※ 各ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。

○ 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てを受付できなくなる場合があります。

○ 異議申立ての受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数の確認を行います。

なお、その際、必要がある場合にはご本人様の確認のための書類をご提出いただくことがあります。

○ 異議申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます）および委託会社（弊社）が共有することにご同意いただいたこととさせていただきます。なお、本手続きに伴い取得した個人情報は異議申立ておよび買取請求に関する事務を処理するためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。

### 4. 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

繰上償還が行われる場合には、異議申立てされた受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。（なお、異議申立てされた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。繰上償還日まで保有していただくことも、販売会社で通常通りご換金いただくこともできます。）

- (1) 手続き手順

- ① 異議申立てをされた受益者に対し、委託会社（弊社）から「買取請求のご案内」等を発送
- ② 買取請求必要書類にご記入の上、販売会社へご提出、また、マイナンバー（個人番号）の確認  
に伴う書類について受託銀行（三菱UFJ信託銀行）へご提出
- ③ 販売会社／委託会社を経由しての受託銀行への買取請求必要書類の送付
- ④ 受託銀行での買取請求必要書類の受理
- ⑤ 受託銀行での各ファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託銀行からお客様のご指定銀行口座への受取金額の振込

- (2) 買取請求の相手方

買取請求は、繰上償還に対し異議を申し立てた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行う

ものであり、販売会社に対して行うものではありません。

(3) 買取価額

買取りの価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額とさせていただきます。

※ 受取金額は、上記買取価額から振込手数料を差し引いた金額となります。また、このような諸般の手続きが必要となるため、受取金額のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

(4) 買取請求期間

2018年4月5日から2018年4月24日まで

(5) その他

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、繰上償還に異議を申し立てたか否かにかかわらず、販売会社においては通常通り、ご換金のお申込みを受付いたします。ただし、買取請求を行った受益権については、ご換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意ください。

## 5. 繰上償還が決定した場合の購入申込期間

繰上償還が決定した場合、各ファンドのご購入のお申込みの受付けは原則、2018年4月5日までとさせていただきますので、ご留意ください（詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ願います）。

## 6. 本件に関するお問い合わせ先

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

以上